

# 歴史を繋ぐ都市・金沢

かわ 川 上 光 彦\*

## はじめに

金沢は江戸期において大藩の城下町であったが、幸いにも第二次世界大戦の戦災を免れた。また一貫して地域中心都市として機能してきた。全国の120余都市が戦災を受けた中で、近世城下町の歴史的資産を残しており貴重である。本稿では、金沢市がそうした歴史的資産を継承した都市づくりにどのように取り組み、未来へ繋ごうとしているのかについて論述する。

## 1. 歴史的な都市形成の概要

金沢は寺内町として1546年に町立てされた。真宗系の寺院と門徒が都市を形成したのが起源である。しかし、1580年頃からは武士が支配するようになったため、寺内町の時代は比較的短く遺構はほとんど残っていない。中心部に町立てされたときの町名が確認される程度である。

前田藩は百万石と称されるように大藩の城下町を形成した。薩摩島津家77万石、陸奥伊達藩62万

石などを凌ぐ規模である。ただし、外様大名であったため、徳川家に対して代々細心の配慮をしながら城下町を形成し、軍事的な戦略のための二重の惣構堀の構築、3地区の寺院群の形成、城下町を縫う用水網の形成などを行った。そうした城下町としての構築は1600年頃に概成し藩末期までは大きく変化していない。

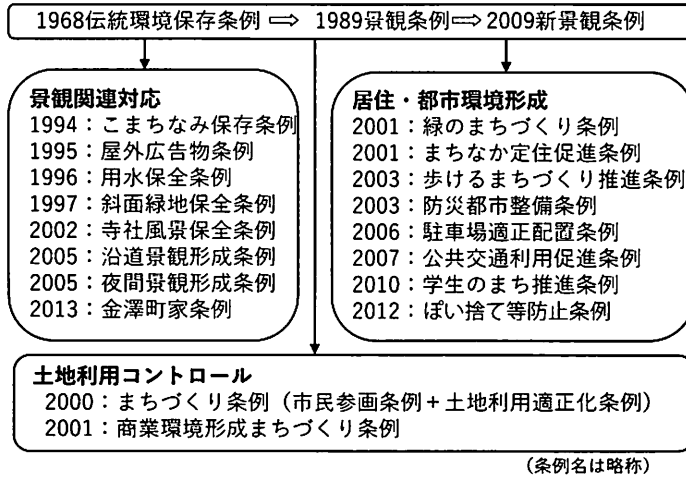
明治維新以降は、武士階級の没落による人口減少や上中級武家地を中心として細分化されて宅地化が進行した。人口減少は明治末期まで続き、その後、徐々に増加するようになった。明治維新以降の都市づくりに大きな変革をもたらしたのは、鉄道の敷設、軍隊の駐留、路面電車の敷設、都市計画制度の適用などである。

## 2. 各種の自主条例等によるまちづくり

高度経済成長期における活発な都市開発に対して、古都の歴史的な風致の保全を図るため、1966年に古都保存法が制定された。金沢市は、同法の対象にならなかったこともあり、1968年、独自に「金沢市伝統環境保存条例」を制定した。内容

\*公益社団法人金沢職人大学校理事長・学校長

図1 金沢市のまちづくり関連条例



金沢市作成

は、歴史的な町並みの保全を図るため、指定区域において、新設建物の壁面の色彩などへの配慮を求め、必要な場合、市長の勧告を行える程度のものであったが、わが国におけるまちづくり関連条例の嚆矢とされるものである。

その後、各都市で景観やまちづくり関連条例が多く制定される中で、金沢市においても、景観やまちづくり関連条例とともに、歴史的な建築物や町並みを保全するための自主条例を数多く制定した。それらは、図1に示すように分類される。こうした積極的な都市づくりの取組みに対して、2005年に都市計画学会賞が授与された。

以下では、そうした自主条例等による取組みのうち主要なものについて紹介する。

### (1) 建築物の規制・誘導

#### ・建物の高さ制限

1970年の容積率制度の全面導入に際して、それまで用途地域と連動して指定されていた建物の高さ制限を撤廃した。そのため、低層の住宅地などに中高層の建物が建築されるときに相隣紛争が発生しやすく、中高層の建物による歴史的風致の

損壊が大きな課題となってきた。

京都市では1973年より市街地のほとんどの区域に高度地区による建物の高さ制限として10～45mを定めていた。2007年には景観政策の見直しにより、45mを廃止し10～31mにし、約3割の区域について制限高さを下げるダウンゾーニングを行った。また、松本市は、松本城の歴史的風致や山並みの遠望景観の保全を図るため、2001年に高度地区により城周辺の約33haについて建物高さ制限を15～20mに制限した。

金沢市ではそれらを参考に、2005年に住居系用途地域に15～20m、2009年に非住居系用途地域に15～31m（一部45m）の高度地区による建物の高さ制限を導入した。その結果、市街化区域において、すでに建物の高さ制限があった、第一・二種低層住居専用地域、地区計画区域、風致地区とともに、工業専用地域と一部の工業地域を除いて、ほぼ全域に建物の高さ規制が導入されたことになる。それにより、マンション等の建設による近隣住民との相隣紛争をできるだけ防止するとともに、歴史的な町並みを一挙に台無しにするような高層建築物の建設を防いでいる。

## ・大規模店舗の立地制限

地方都市の中心市街地は、市街地の郊外拡大と各種の都市機能の郊外移転により衰退し、都市の「顔」というべき大切なものを失ってきている。金沢の個性や特徴は城下町であった中心市街地に集約されている。そのため、中心市街地における商業機能の維持や中心性の確保は重要である。大規模小売店舗立地法により、周辺地域の生活環境への悪影響を防止する仕組みは設けられているが、商業施設の立地自体の規制は、商業活動の自由競争確保の観点から厳しく禁じられている。そのため、用途地域による上限の延床面積の規制など都市計画法による立地規制に委ねられるが、それらによる立地の規制誘導が十分に機能していないため、大規模店舗の郊外立地が比較的進みやすい仕組みとなっている。

金沢市では、2001年に商業環境形成まちづくり条例を定め、それにもとづいて市街地の特性や幹線道路の整備状況に適切に対応するようにして市街化区域を7区分し、店舗面積の上限を定めた。こうした内容は、京都市が先行して行っており、それを参考にして導入したものであるが、他の都市ではあまりみられない取組みであり、その積極性を高く評価したい。ただし、これには大きな限界がある。それは、市条例にもとづいた制度のため市域内しか適用できないことである。実際、大規模店舗は商圈を大きく拡大しながら展開しており、金沢市に隣接する市町にいくつもの大規模商業施設が新設される状況が生じてしまっている。本来、こうした取組みは、都道府県などが広域的な行政の中で行うべきものである。

## (2) 歴史的な建築物と町並みの保全

金沢市は国による伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）の制度の適用に積極的に取り組んできた。その結果、2019年9月現在、市内に4つ

の重要伝建地区を有する。2つの茶屋町（東の茶屋街、主計町）と2つの寺院群と周辺の町家地区（卯辰山麓地区、寺町台地区）である。これは京都市や萩市とともに最も多い。

しかし、金沢市の場合、旧城下町域には、かなり建替えが進んだとはいえ、まだ個別散在的に歴史的な建物が数多く存続している。こうした状況を踏まえ、歴史的な建築物や町並みの調査研究を行っていた筆者らの大学研究者が市に実態調査と対応を進めることを提案した。それを受けて市は3年間の調査事業を委託し、筆者らがあらためて実態調査を行うとともに、歴史的な建築と町並みの保全施策を提案した。

そうした提案を受け、市は1994年にこまちなみ保存条例を制定し、伝建地区の地域版の「こまちなみ保存地区」の制度を設けた。「こ」は「古」や「小」を意味している。実際の運用は、旧町単位で行われている町会の区域を単位として地区指定してきている。2019年9月現在、武士系4地区、町家系5地区が指定されている。

## 3. 市民参画型のまちづくり

近年における都市整備は、中心市街地の活性化、個性的で豊かな生活環境や安全で安心して暮らせる環境の実現などを主要な目標とし、達成する施策の多くは市民参画で行うことが必須となっている。金沢市においても、そうした取組みが行われている。

### (1) 旧町名の復活

旧城下町区域では、それぞれの町は歴史的由来を持って成立しており、町会活動も活発に行われている。しかし、区域界を明確にして郵便配達業務などを合理化するため、1962年に住居表示法が定められ、道路などを区域界とする街区方式へ

の変更が推進された。金沢市ではモデル都市になるなどして積極的に新住居表示への変更を進めた。その結果、歴史的由来を持つ多くの町名が無くなり、残存した町名も区域界などが大きく変更された。

しかし、その後も町会活動は旧町単位で比較的活発に行われてきている。金沢市でも歴史的な資産を生かした都市づくりを重要視するようになり、町名の持つ大切さが認識されるようになった。国との協議の結果、旧町名の復活が可能となり、1999年10月1日に全国で初めて旧町名である「主計町」が復活した。2019年9月現在、17の町名が復活している。復活に際して市は、地元住民の気持ちを大切にしながら、町名変更に伴う各種手続きに要する経費の一部を補助するなど支援してきている。

## (2) まちづくり協定制度

わが国は都市計画区域を設け、その中に都市計画制度を適用している。そのため、都市計画区域外については都市的開発に対する規制などが脆弱であり、各種の開発が行われる状況がみられる。また、都市計画区域内においても、地域の特性に合わせて独自に対応することが困難な状況がみられた。

こうした状況を克服するため、2000年に「金沢市まちづくり条例」を制定した(図1参照)。本条例は、市街化区域を対象とする「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」および市街化調整区域と都市計画区域外を対象とする「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」とで構成され、都市計画区域外を含む市域全体をカバーし、都市計画制度だけでは対応し難い土地利用の規制、誘導を行っている。

その中にまちづくり協定制度がある。まちづくりに関する内容について町会など住民グループと

表1 東山ひがし地区まちづくり協定の内容

項目	規制内容
用途の制限	風俗営業、倉庫、工場、車庫、他
屋外広告物	屋上広告・点滅灯禁止、壁面高さ2m以下・計0.5m <sup>2</sup> 以下、広告系2m <sup>2</sup> 以下、暖簾縦1.2m以下・出入口幅以下、自家広告のみ、他
土地利用等	自動販売機・商品陳列ワゴンの禁止
その他	主に伝統的工芸品等金沢にゆかりのある物品、路上喫煙禁止、格子を隠す行為の禁止

筆者作成

市長が協定を交わし、内容の実現にお互いが努力するというものである。法的には、自主条例にもとづく紳士協定の性格を持ち罰則規定もないが、地区の特性や地元住民の要望にもとづくまちづくりの実現に大きな役割を果たしてきている。

最も内容が詳細で地元グループも活発に活動している事例として、東茶屋街の伝建地区を対象とする、金沢東山・ひがしの町並みと文化を守る会との「東山ひがし地区まちづくり協定」があげられる。内容は表1に示すものであり多様である。それらのうち、「用途の制限」は地区計画などの都市計画制度で対応可能だが、「屋外広告物」には「暖簾」など対応困難なものがあり、「土地利用等」や「その他」は都市計画制度では対応できないものである。また、ある企業と住民グループが対立した事件を契機に、住民側への説明だけでなく、「屋外広告物」と「土地利用等」については、市への届出前に住民団体と「事前協議を行い、承認を得る」ように変更された。

2019年9月現在、市街化区域のまちづくり協定は36地区、163haで運用されている。近年は、新幹線の金沢開業による観光交流人口の増加により簡易宿所(ゲストハウス)が増えているが、近隣住民とのトラブルを避けるため、管理人が常駐しないタイプのものを認めないとするものが増えている。

### (3) 金沢職人大学校

歴史的な建築物を伝統的な材料と工法で改修するには、それを担う職人の存在が不可欠である。そうした高度で伝統的な工法を身につけた職人を養成するため、1996年に市と関係する職種別組合が協力して金沢職人大学校が設立された。伝統的な建築物の改修には多様な職種が必要であり、本科として9科定員50名が働きながら週1回熟達のシニアの職人から3年間学んでいる。また、本科の修了生はさらに高度の学識や技術を身につけるため修復専攻科が設けられている。そこには、建築設計士や市の建築職など技術系職員も入学し、同様に働きながら週1回3年間学んでいる。これまで本科は第7期生まで331名、修復専攻科は第6期生まで231名が修了して活躍している。このような研修施設は他地域には無く、とても独自性のあるものである。

## 4. 「金澤町家」の継承と活用

前述のこまちなみ保存地区は文化財行政の枠組みで行われ、対象地区も限定されている。そのため、市では歴史的建築物全体の継承と活用を進めるための取組みを2005年度より開始した。筆者は市のまちづくり専門員を務めていたが、歴史的建築物の総称として「金澤町家」を提案し、他の大学教員や建築設計士に呼び掛け、市民活動団体「金澤町家研究会」を組織して、市より調査事業を受託するなどして活動している。

市は金澤町家バンクによる金澤町家の流通促進、金澤町家流通コーディネイト事業による活用者と空き家所有者とのマッチングの推進、金澤町家活用再生事業による改修事業への補助事業などを進めている。NPO法人金澤町家研究会では、それらの一部を受託して担当し、また、市の活動助成

を受けるなどして、毎年「金澤町家巡遊」の開催、金澤町家ショップマップの編集発行、良好に改修、活用されている金澤町家を優良金澤町家として認定し記念プレートの贈呈を行うなどしている。

また、2013年にこうした金澤町家の継承と活用を進めるための施策の指針となる金澤町家条例を制定し、市の指定保存建造物でもある建物を改修して、金澤町家情報館を開館した。そこを、建物の改修モデルとして示すとともに、市職員、NPO職員各1名が常駐し、市民による金澤町家の流通、改修などについての総合的相談窓口として機能している。このように職員が常駐して総合的相談窓口としている事例はほとんどみられない。

これらの詳細な内容は参考文献1)、2)を参照してほしい。

## おわりに

本稿では、金沢における近世城下町の資産を生かす都市づくりの取組みについて紹介した。歴史的建築物の集積地は、老朽木造密集市街地でもある。市は2003年に防災都市整備条例を定め、住民と防災まちづくり協定を結び、防災に取り組んできているが、まだ不十分である。今後も様々な対応が必要である。筆者も歴史的資産を生かすまちづくりを含め微力を尽くしていきたい。

### [参考文献]

- 1) 金澤町家研究会編発行、「金澤町家——魅力と活用法——」、能登印刷出版部、2015年
- 2) 川上光彦、「NPO法人金澤町家研究会の近年における活動状況」、新都市、Vol. 71、No. 6、pp. 18～21、2017年